

群馬大学学術研究院規則

令和 4. 6. 3 制定
改正 令和 5. 4. 1 令和 6. 4. 1

(趣旨)

第1条 群馬大学学則第2条の2第1項に規定する学術研究院については、学則で定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(目的)

第2条 学術研究院は、教員人事を一元的に管理し、学長ビジョン等を踏まえた柔軟な教員配置を行うことにより、本学の教育、研究及び社会貢献を一層推進させることを目的とする。

(定義)

第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学教員 常勤の教職員のうち、教授、准教授、講師、助教をいう。
- (2) 主担当を命ずる学部等 別表に掲げるものをいう。

(教員の所属)

第4条 大学教員は、学術研究院に所属する。

2 学長は大学教員に、前条第2号の学部等の主担当を命じ、主に対応する教育研究組織の教育、研究、社会貢献等に従事させる。

ただし、主に対応する教育研究組織以外の本学の教育研究組織における教育、研究、社会貢献等に従事することを妨げない。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、学術研究院に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和4年6月3日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年4月1日から施行する。

別表

主担当を命ずる学部等	主に対応する教育研究組織
共同教育学部	共同教育学部、大学院教育学研究科、教育学部
大学院教育学研究科	共同教育学部、大学院教育学研究科、教育学部
情報学部	情報学部、大学院情報学研究科、大学院社会情報学研究科、大学院理工学府、社会情報学部、理工学部
大学院医学系研究科	医学部医学科、大学院医学系研究科、大学院パブリックヘルス学環、医理工レギュラトリーサイエンス学環、医学部附属病院
大学院保健学研究科	医学部保健学科、大学院保健学研究科、大学院パブリックヘルス学環
大学院理工学府	理工学部、大学院理工学府、大学院医理工レギュラトリーサイエンス学環
生体調節研究所	生体調節研究所
医学部附属病院	医学部附属病院、医学部医学科、大学院医学系研究科
総合情報メディアセンター	総合情報メディアセンター
大学教育・学生支援機構	大学教育・学生支援機構
研究・产学連携推進機構	研究・产学連携推進機構
重粒子線医学推進機構	重粒子線医学推進機構
未来先端研究機構	未来先端研究機構
数理データ科学教育研究センター	数理データ科学教育研究センター
食健康科学教育研究センター	食健康科学教育研究センター
ダイバーシティ推進センター	ダイバーシティ推進センター

本別表の記載にかかわらず、主に対応する教育研究組織以外の本学の教育研究組織における教育、研究、社会貢献等に従事することを妨げない。